

電子申告・納税等開始届出書（個人の方用）の記載要領等

- 1 この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。
- 2 この届出書は、個人の方は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）の納税地（相続税における財産取得者も所得税の納税地）を所轄する税務署長に提出してください。
 - （注）1 e-Tax の利用には、利用者識別番号及び暗証番号が必要になり、この届出書に基づいて、利用者識別番号及び暗証番号を通知します。
 - 2 e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「<https://www.e-tax.nta.go.jp>」に掲載されています。）を必ずお読みください。
 - 3 新たに開業した場合等においては、個人事業の開業届出書、給与支払事務所等の開設届出書、営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。
また、この届出書の提出に伴って、所得税の青色申告承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - （1）「納税地」欄には、納税地の区分に応じた情報を記載してください。
 - （2）「納税地以外の住所地等」欄には、納税地以外に住所地・事業所等がある場合に記載してください。
 - （注） 納税地又は納税地以外の住所地等がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。
（記載例） ○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室
 - （3）「参考事項」欄には、その他連絡先等の参考となる事項を記載してください。
 - （4）「税務署整理欄」には、記載しないでください。
- 4 その他
 - （1） e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。
 - （2） 既に利用者識別番号を取得されている方が、この届出書を再度提出し、新たに利用者識別番号を取得した場合、新たな利用者識別番号では、古い利用者識別番号により提出した申告等の内容を確認することはできなくなります。